

(第6号様式)

確 認 書

免税証の交付を受けた免税軽油使用者は、免税証及び免税軽油の使用に際し下記事項を遵守しなければなりません。なお、下記事項に違反したときは、軽油引取税が課税されたり、地方税法による罰則の適用を受けることがあります。

記

1 免税証に関する事項

- ①免税証は、いかなる場合であっても他人に譲り渡したり、他人から譲り受けてはなりません。
- ②免税証が使用できるのは、免税証に記載されている有効期間に限られています。
- ③免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売店で免税証と引換えに行わなければなりません。
この場合、免税証の裏面等に免税軽油を引取った年月日を記載してください。なお、船舶の場合等で、やむを得ない理由により免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、免税証の裏面に販売業者名、引取年月日、住所、業種名及び氏名を記載し押印してください。
- ④免税証は、販売店等に預けたりせず、汚損・紛失等がないよう免税軽油使用者本人が厳重に管理してください。
- ⑤免税証を紛失した場合には、直ちに交付を受けた熊本県北広域本部に届け出てください。
- ⑥有効期間内に使用しなかった免税証及び不要となった免税証は、交付を受けた熊本県北広域本部に返納してください。

2 免税軽油に関する事項

- ①熊本県北広域本部長の承認なしに免税軽油を他人に譲渡してはなりません。
- ②免税軽油を免税用途以外に使用してはなりません。
- ③免税軽油は、免税軽油使用者証に記載された機械以外に使用してはなりません。

3 その他

- ①税軽油使用者証に記載された免税機械に買い換え、廃棄、エンジンの変更等の異動があった場合は、速やかに交付を受けた熊本県北広域本部に届け出て免税軽油使用者証書換申請をしなければなりません。
- ②免税軽油使用者は、免税機械の稼働実績、免税軽油の引取数量及び免税軽油の消費数量等を記載した帳簿を備えなければなりません。
- ③免税機械の滅失その他の理由により免税軽油の引取りを必要としなくなった場合は、免税軽油使用者証を交付を受けた熊本県北広域本部に返納してください。
- ④免税証若しくは免税軽油を所有している免税軽油使用者は、原則として毎月末日までに、前月中の免税軽油の引取り等に関する事実等を記載した報告書を交付を受けた熊本県北広域本部長に提出しなければなりません。
- ⑤免税軽油使用者は、熊本県北広域本部が行う免税軽油に関する調査に協力しなければなりません。

上記の事項を遵守し、適正な使用をいたします。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称